政令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十月三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百四十二号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和七年法律第二十号）の施行に伴い、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百九条の三を次のように改める。

第百九条の三　削除

附　則

この政令は、令和八年一月一日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十月三日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百四十三号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに同法附則第四十六条、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十条の十三、第三十条の十八第一項第四号、第三十条の二十一第三項、第五十四条の三、第六十七条第三項及び第六十八条第四項並びに同法第五十四条の三において準用する同法第五十二条第一項第八号及び第十号並びに第二項、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第三条）
第二章　経過措置（第四条・第五条）
附則

第一章　関係政令の整備

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第一条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の六の次に次の三条を加える。

（乳児等のための支援給付に関する技術的読替え）

第十五条の七　法第三十条の十三の規定により法第十条の六、第十条の七及び第十二条から第十六条までの規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第二項	第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者	第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者
	第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第四項	第三十条の二十第五項（第三十条の二十一第三項
	特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者	特定乳児等通園支援事業者
第十四条第一項	教育・保育を	乳児等通園支援を
第十五条第一項	教育・保育の	乳児等通園支援の
第十五条第二項	教育・保育を	乳児等通園支援を
	教育・保育に	乳児等通園支援に
	教育・保育の	乳児等通園支援の

（乳児等支援給付認定の取消し）

第十五条の八　法第三十条の十八第一項第四号の政令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　乳児等支援給付認定保護者（法第三十条の十五第三項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。次号において同じ。）が、正当な理由なしに、法第三十条の十三において準用する法第十三条の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同条の規定による職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

二　乳児等支援給付認定保護者が法第三十条の十五第一項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。